

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	一般廃棄物処理施設の定期検査
概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）について定期的に大阪市長の検査を受け、規定する基準に適合する必要があります。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局健康推進部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	その一般廃棄物処理施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設定期検査申請書及び添付書類各2部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	33,000円
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	
備 考	